

各都道府県住民基本台帳担当部長 } 殿  
各指定都市住民基本台帳担当局長 }

総務省自治行政局住民制度課長  
( 公 印 省 略 )

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する質疑応答について

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）については、平成 16 年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村において上記法令等に基づいて統一的な取扱いにより支援措置が実施されているところです。

相談機関からの意見聴取については、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について」（平成 16 年 5 月 31 日付け総行市第 218 号（以下「平成 16 年質疑応答」という。））にて通知しているところですが、相談機関からの意見聴取については、市区町村と相談機関の間で直接、書面又は電磁的記録により行うことが適当と考えられることから、今般、改めて下記のとおり質疑応答を作成しましたので通知します。平成 16 年質疑応答の問 4 については、本通知をもって廃止します。

都道府県においては、域内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

また、本通知の内容については内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局及びこども家庭庁こども支援局とは協議済みですので、念のため申し添えます。

## 記

問) 相談機関の意見はどのように聴取すべきか。

答)

- (1) 申出者が、事前に相談機関に相談している場合には、原則として次のとおり取り扱うことが適当です。

- ア 当該申出者に係る支援措置申出書の写し及び申出書に係る確認書を当該申出者の相談機関へ送付し、意見を付すよう求める。
- イ 相談機関から返送された申出書に係る確認書により相談機関の意見を確認し、必要に応じて電話等によりその内容を確認する。

- (2) 申出者が、事前に相談機関に相談していない場合は、原則として申出者に相談機関への相談を促すこととし、相談後、市区町村から相談機関に当該申出書の写しと申出書に係る確認書を送付することにより、相談機関の意見を聴取することが適当です。なお、申出者が市区町村に支援措置の申出を行った際に、申出者に未記入の申出書に係る確認書を手交して、申出者から相談機関に対して意見の記載を求めることのないように留意してください。

なお、支援措置の実施にあたっては、相談機関の意見を聴取することが重要であり、以上のように原則として書面又は電磁的記録により相談機関の意見を確認することが適当であるが、申出者の保護のため特に必要がある場合には、電話等により意見を聴取し、必要に応じて仮支援措置を講ずることが適当です（「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について」（令和3年12月14日付け総行住第147号）参照）。また、相談機関と市区町村間において申出書の写し等を電磁的記録により送付する場合には、インターネットから分離された行政専用ネットワークである総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用するなど、個人情報の漏えいや不正アクセス等の対策に十分留意してください。

加えて、あらかじめ相談機関の連絡窓口の確認や、申出書の様式を相談機関に配布しておくなど、手続きが円滑に進むように、相談機関と十分な連携を図っておくことが適当です。